

契約の特則

第1条 工事請負契約約款（以下、「約款」という。）第40条第1項に規定する、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和8年度	円
令和9年度	円

2 約款第40条第2項に規定する、支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

令和8年度	円
令和9年度	円

上記の各年度における支払限度額および出来高予定額は契約額確定後に記載予定である。